

仕 様 書

- 1 件 名 綾羅木中継ポンプ場No.2-2汚水ポンプ修繕
- 2 実施場所 下関市古屋町二丁目13番10号
- 3 履行期限 令和8年3月18日
- 4 内 容 No.2-2汚水ポンプの修繕一式
 - (1) 修繕内容
 - ア No.2-2汚水ポンプの故障部品取替を行うこと。
 - イ 分解整備はポンプメーカーの工場で行うこと。
 - ウ ケーブルについては、現地にて取り外しを行うこと。
 - エ モーター室、オイル室の気密試験を実施すること。
 - オ 羽根車、モーター軸の振れ検査を実施すること。
 - (2) 取替部品については、別紙2「取替部品表」を参照すること。
 - (3) 実施場所及び搬出箇所については、別図1～5を参照すること。
 - (4) 既設設備仕様は別図6を参照すること。
 - (5) 既設ポンプ構造図及び外形寸法図については、別図7を参照すること。
- 5 提出書類
 - (1) 写真（施工前・施工中・完成） 1部
 - (2) 報告書 1部
 - (3) 完了届 1部
 - ア 件名
 - イ 内容
 - ウ 実施場所
 - エ 契約金額
 - オ 完了年月日

なお、修繕料については、提出された完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

 - (4) その他発注者が指示するもの
- 6 注意事項
 - (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
 - (2) ポンプ場の運転等に、支障を与えないこと。
 - (3) 天候の急変などの不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
 - (4) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、上水については、

棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最少限にすること。

- (5) 本修繕にて必要な工具機材は、すべて受注者の負担とする。
- (6) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (7) 施工に当たり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、これを補修すること。
- (8) 撤去材については、受注者にて適正に処分すること。

別紙 2

「取替部品表」

品名	参考仕様	数量
ベアリング上		1 個
クミアンギュラ		1 個
二ロスリング		1 個
メカニカルシール上		1 個
オイルバネ		1 個
ストップリング		1 個
メカニカルシール下		1 個
シールリング R		1 個
シールリング S		1 個
ウェアリング R		1 個
ウェアリング S		1 個
リング上		1 個
メカシール受上		1 個
メカシール受下		1 個
フロートスイッチ	浸水検知器	1 個
端子版		1 個
シュパンリング		3 個
シール部品		1 台分